

平成 28 年 7 月 25 日

各 位

上場会社名 タケダ機械株式会社
 代 表 者 代表取締役社長 竹田 雄一
 (コード番号 6150)
 問 合 せ 先 管理部付部長 鈴木 修平
 (T E L 0761-58-8231)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年8月25日開催予定の第45期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、会社法改正以降の情勢の変化を踏まえ、会社法第 426 条第 1 項及び同法第 427 条第 1 項の規定に基づき、現行の定款に第 26 条(取締役の責任免除)及び第 34 条(監査役の責任免除)をそれぞれ新設するものがあります。

なお、第 26 条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|----------------------------------|---|
| <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (新 設)</p> | <p>第 4 章 取締役及び取締役会 <u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>第 5 章 監査役及び監査役会 第<u>26</u>条～第<u>32</u>条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第 6 章 計 算 第<u>33</u>条～第<u>36</u>条（条文省略）</p> <p>第 7 章 会 計 監 査 人 第<u>37</u>条～第<u>38</u>条（条文省略）</p> | <p>第 5 章 監査役及び監査役会 第<u>27</u>条～第<u>33</u>条（現行どおり）</p> <p><u>（監査役の責任免除）</u></p> <p><u>第34条</u> 当社は、会社法第426条第 1 項の規定により、同法第423条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第423条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 6 章 計 算 第<u>35</u>条～第<u>38</u>条（現行どおり）</p> <p>第 7 章 会 計 監 査 人 第<u>39</u>条～第<u>40</u>条（現行どおり）</p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 8 月 25 日(木)
定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 平成 28 年 8 月 25 日(木)

以 上